

#### ④ 処理する廃棄物の種類(施設)

施 設	廃棄物の種類
安定型最終処分場	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
安定型及び管理型最終処分場 (赤平市共和町556番9外)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの
安定型及び管理型最終処分場 (赤平市共和町556番138外)	燃え殻、汚泥(含水率85%以下に限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、ゴムくず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等
焼却施設	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの
破砕施設 1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
破砕施設 2	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
破砕施設 3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
破砕施設 4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
破砕施設 5	木くず
破砕施設 6	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
破砕施設 8	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい
破砕施設 9	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。)))
圧縮施設	廃プラスチック類、紙くず
固形燃料(RPF)の製造施設 (破砕・圧縮・成形施設)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
選別施設	廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類